

社会保障に関する要望書

要 望 事 項	回 答	
<p>1. 国民健康保険・救急医療について</p> <p>①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(今年度の減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)</p> <p>②「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。</p> <p>③滞納処分については法令を順守し、主文前には必ず面談し生活全般の相談に乗ること。滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。</p> <p>④国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。</p> <p>⑤国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。</p>	<p>①本市においては、例年、国保会計の健全化・安定化のため、保険料負担の軽減を図ることを目的に、当初予算編成の段階から許せる限りの多額の法定外繰入を行ったうえで、被保険者の方にも相応の負担をお願いしているところ。保険料の減免は、国民健康保険法や市条例に規定されているとおり、納付相談を通じて、失業や疾病といった前年と比較して収入が著しく減少している申請世帯の個別状況に応じて適用されるべきものであり、負担の公平性確保の観点からも、特定の世帯に対して一律に適用されるべきものではないと考えており、また、一部負担金減免についても、平成22年9月に示された国の基準に基づき本市要綱を改正し、平成23年4月1日から実施しているところであり、今後とも、減免の適用にあたりましては聞き取りを十分に行い適正に運用してまいります。なお、各々について市ホームページ及び国保のてびきに掲載しています。</p> <p>②資格証明書の交付は法令により義務付けられているものであり、短期証の未交付(留め置き)は行っていません。また、納付相談を通じて、病気など特別な事情がある場合には、個々の事情に応じて適切・柔軟に対応しています。資格証明書交付世帯のうち高校生世代以下の未成年者については、国保法に基づき必ず短期証を交付しています。</p> <p>③滞納処分については、被保険者間の負担の公平性確保の観点から法令に従って行っていますが、事前に文書や電話による催告を実施し、納付相談や弁明の機会の呼び掛けに応じず納付がなされない場合に限り実施しています。呼び掛けに応じた世帯に対しては、納付相談を通じて個別の事情を十分に聴き取り調査したうえで、納付状況等を鑑み、短期証の発行などを含め、個別に適切に対応しています。</p> <p>④課・係内で定期的に事務打ち合わせを行い、その際に、引き継ぎ事項や新制度・制度改正についての運用方法の確認を行っており、今後も引き続き実施してまいります。</p> <p>⑤生活保護担当課とは、相互に連携しながら、窓口での生活保護制度の紹介や、滞納処分にかかる情報の共有を行っております。</p>	<p>国保年金課</p>

要 望 事 項	回 答	
<p>⑥国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。</p> <p>⑦広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。</p> <p>⑧福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。</p> <p>⑨救急医療の充実を図ること。災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品、医療材料、水、食料、燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすよう国・府に対しても要望すること。</p>	<p>⑥国保運営協議会は公開としており、傍聴者への資料配布も行っています。議事録のホームページ掲載については、平成24年度開催の運営協議会分から掲載しております。</p> <p>⑦広域化に向けた研究会を大阪府が設置されており、そのなかで各保険者の代表も参加することとなっているため、その様な場も含めて、国民健康保険財政に多大な影響を与えるものであることから、府との協議や国・府への要望を行っていくとともに、市としての考え方を表明してまいります。</p> <p>⑧国への要望は、大阪府市長会を通じて行っており、一般会計繰入により対応しています。</p> <p>⑨平成25年4月より三島医療圏内の小児救急医療の広域化を行い、検査機器の充実した初期救急医療機関を受診できることや入院が必要な場合の後送病院の確保など救急医療体制の充実を図っております。 三島医療圏の3市1町(茨木市、高槻市、摂津市、島本町)で、救急医療体制の確保に向けた協定を締結し、国及び府に対して救急医療体制について相応の負担を求めていくことで合意し、三島医療圏の救急医療体制の充実に対して国及び府に責任を果たすよう求めています。(保健医療課) 災害時の備蓄については、市民が避難する小・中学校9か所の指定避難所に、災害用備蓄倉庫を整備し、必要度の高い備蓄品について保管しています。また、蔵垣内会館、災害協定によるNTT星見ビル内、西河原公園防災倉庫にも備蓄物資を保管しております。備蓄物資については、大阪府によりますと、茨木市の主食の備蓄数として、22,500食を備蓄基準量としておりますが、本市では27,500食を基準量として保管に努めております。さらに、発災直後の緊急対策として、可燃ゴミとして焼却処分できる凝固剤処理方式のトイレキット、カセットコンロや医薬品なども備蓄しております。 平成24年度には備蓄倉庫を配備していない小・中学校に倉庫を新たに設置し、一定の非常食、飲料水等を配備するとともに、給水タンクの配備を実施いたしました。(危機管理課) 消防職員の条例定数については現在239名です。(消防総務課)</p>	<p>保健医療課 危機管理課 消防総務課</p>

要 望 事 項	回 答	
<p>1. 健診について</p> <p>①特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。</p> <p>②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。</p> <p>③人間ドック助成を行うこと。</p> <p>④日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。</p>	<p>①特定健診では市が独自の検査項目を追加するなど、内容の充実を図っています。また、同時に肺がん検診も受診できることから、結核等も発見できる体制をとっています。健診にかかる自己負担については、受益者負担の立場から、無料にする考えはありません。受診率の高い市町村の取組については、アンケート調査を実施したり、府のヒアリング結果などを参考にしています。</p> <p>②乳がん・子宮がんを除くがん検診等については、特定健診受診時に同時受診できるよう対応しています。検診にかかる自己負担は、受益者負担の立場から、無料にする考えはありません。ただし、がん検診等については、70歳以上、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方は、無料で受診できるよう対応しています。</p> <p>③人間ドックの助成については、他市の状況を参考に、今後研究してまいります。</p> <p>④保健医療センターでの集団健診においては日曜及び祝日に健診を実施しています。なお、出張健診の実施や委託事業所への補助を行う考えはありません。</p>	<p>保健医療課</p>
<p>3.介護保険について</p> <p>①一般会計からの繰り入れで介護保険料(基準額)を引き下げること。第1,2段階を引き下げること(基準額の0.3程度以下とすること)。国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。</p> <p>②国庫負担割合の引上げを国に求めること</p> <p>③給付範囲の縮小(軽度者等の保険給付範囲縮小)及び利用者負担増を行わいよう国に求めること。軽度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は後も導入しないこと。</p>	<p>①一般会計からの繰り入れによる介護保険料の引き下げは、行いません。また、保険料の減免制度については、現行の制度を維持してまいります。なお、低所得者対策については、国に要望してまいります。</p> <p>②安定的かつ健全な介護保険制度の運営が確保され、第1号被保険者の保険料基準額が高額な設定とならないよう、国庫負担割合の引き上げなどの財源措置を講じられるよう要望しています。</p> <p>③必要な介護保険サービスを適正に提供することは、重要なことと考えております。給付範囲の縮小及び利用者負担増については、国の動向を見守り、対応してまいります。また、介護予防・日常生活支援総合事業は、現在のところ実施の予定はなく、現行の地域支援事業や高齢者福祉サービスとして実施してまいります。</p>	<p>高齢介護課</p>

要 望 事 項	回 答	
<p>④国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。</p> <p>⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。</p> <p>⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。</p> <p>⑦監査指導の権限移譲をうけた自治体については人員を確保しきめ細かく懇切丁寧な指導ができるようにすること。指導の内容は形式的・行政的な締めつけや報酬返還を目的にしたものではなく事業者を育成しよりよいケアをすることを目的とすること。</p>	<p>④利用料の軽減措置は、現行制度を維持、継続してまいります。</p> <p>⑤介護保険事業計画に基づき、必要な施設・居住系サービスの整備に努めております。高齢者住宅については、適正なサービス提供を行うよう、関係機関と連携してまいります。</p> <p>⑥適正なサービス提供となるよう努めてまいります。</p> <p>⑦平成23年10月からの権限移譲に備え、同年4月に、指導監査課を創設し、事務に当たっております。指導におきましては、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者等の支援及び適正な事業運営やサービスの質の確保と向上並びに給付の適正化を図ることを主たる目的としており、介護報酬等の請求、居宅サービス等の取扱い等に関する事項について、事業者等に周知徹底を図ることを基本とし、事業者等の個別性や実情に応じた助言等により、自ら意欲的に、介護保険法及び厚生労働省が示す基準等の遵守や業務改善によるサービスの質の確保と向上に取り組めるよう支援する指導を継続的に実施しております。</p>	指導監査課
<p>⑧ケアプランチェックはケアマネとの双方向の気づきをうながしケアマネジャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしないこと。</p> <p>⑨障害者の65歳問題が深刻である。利用料負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。</p>	<p>⑧ケアプランチェックは、ケアプランと給付実績を確認し、利用者の自由な選択と自立支援に資する適正な居宅介護支援、介護予防支援を確保し、ケアマネジャーの気づきを促すとともに、不正請求及び不適正な報酬算定を抑止する目的で行っています。</p> <p>⑨利用料の軽減措置は、現行制度を維持、継続してまいります。</p>	高齢介護課

要 望 事 項	回 答	
<p>4. 生活保護について</p> <p>①ケースワーカー増員分の交付税を使って正規職員の国の基準どおりで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。</p> <p>②埼玉県三郷(みさと)市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。</p> <p>③申請時に違法な助言・指導はしないこと。実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。</p> <p>④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。</p> <p>⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時などに「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。医療機関を一か所しか認めないなど健康悪化を招く事態をつくらないこと。子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。</p>	<p>①現下の厳しい行財政状況のもと、市民サービスの向上と共に効率化、合理化といった内容は避けて通れない状況にありますが、適正配置となるように今後とも努力していきます。また、窓口での接遇については、今後も研修を通じて適切に対応してまいります。</p> <p>②国の示す標準事務処理方式に基づき、保護の申請権又は受給権が保障されるよう努めています。また、「生活保護のしおり」には、冒頭で生活保護は国民の生存権を保障する国の制度であることを記載し、原理・原則、保護のしくみ、開始手続、保護を受けた場合の権利・義務などを詳述して作成しており、市民の目に触れやすいように、常時カウンターの上に置くように配慮しています。なお、相談者に対しては、主訴及び生活困窮状況等を聴取し、法の趣旨等を十分に説明するよう相談業務を行っており、生活保護の申請意思を有する方には「申請書」を交付していますので、常時「申請書」をカウンターに置くことは考えておりません。</p> <p>③申請時に違法な助言・指導は行っておりません。また、生活保護法に基づき、保護受給世帯の自立を助長できるよう、就労支援等を行っており、「自立支援プログラム」については、本人の意思を確認の上で参加していただいています。なお、生活保護受給者だけを対象とした仕事の場を確保することについては考えておりません。</p> <p>④通院移送費については、生活保護受給者の個別事情に配慮しながら、必要な治療を受けるための通院を阻害することのないように、通院移送費を認定しています。また、求職活動を熱心かつ誠実に努力される場合の就職活動の交通費は移送費を認定しており、「生活保護のしおり」にも記載し、受給者に周知を図っております。</p> <p>⑤医療機関の受診については、原則として医療券で対応し、休日、夜間等の緊急時には、受診できるように「生活保護受給者証」を交付しております。また、重複受診していると思われる者には、適切な受診を促しておりますが、1か所の医療機関しか認めていないわけではありません。現状でも、生活保護受給者の医療権は十分保証されており、国に改めて何かを要望する考えはありません。</p>	<p>人事課</p> <p>福祉政策課</p>

要 望 事 項	回 答	
<p>⑥枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要であれば保有が認め、「しおり」などにも記載すること。生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること。</p>	<p>⑥車の保有の可否については、受給者毎の事情に応じて、適切に判断しております。なお、自動車保有に関して「しおり」などに記載する考えはありません。</p>	
<p>⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。</p>	<p>⑦警察官OBについては、悪質な不正受給を徹底的に排除することや、暴力団員と疑われる者への対応などをするため配置しているものであり、今後も強化してまいります。</p>	
<p>5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて</p>	<p>①所得制限は、一定以上の所得の方には応分の負担をしていただくという考えに基づき、設けております。一部自己負担金については、受益と負担の適正化を図り、無理のない範囲で一定の負担をしていただき、今後とも持続可能な制度とするため、大阪府が導入したものであり、府内共通の制度として、各市町村との整合性を図る上からも、一部負担金の導入は必要と考えております。</p>	こども政策課
<p>①こども医療費助成制度は、2012年4月段階で1)全国1742自治体中950自治体(55%)が完全無料、2)1293自治体(74%)が所得制限なし、3)752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、これはいかに子どもたちが大事にされていないかという証拠である。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。</p>	<p>対象者に関しては平成25年7月1日から、通院及び入院にかかる医療費の助成対象者を小学校6年生まで引き上げたところであり、更なる年齢の引き上げは現在のところ考えておりません。 なお、毎年大阪府に対して対象年齢の拡大を要望しております。</p>	
<p>②いまだ全国最低レベルの妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。</p>	<p>②妊婦健康診査の公費助成については、平成24年10月から、14回70,000円に増額しております。今後の対応については、他市の動向を踏まえ、研究してまいります。</p>	保健医療課
<p>③就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。来年度は生活保護基準引下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとならないよう対策をとること。</p>	<p>③就学援助の適用条件については、近隣他市の状況や財政状況を考慮し、設定しております。 学校申請とすることで、学級担任が児童生徒に対して、よりきめ細やかな教育的配慮ができるものと考えています。 確定した前年度所得が参照可能となる時期が5月以降となり、また、認定事務に要する時間を考えると、現在の支給時期を早めることは難しい状況であり、さらなる事務の効率化に努めます。 生活保護基準引下げに伴う対応については、国や他市の動向も踏まえ、検討してまいります。</p>	学務課
<p>④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。</p>	<p>④本市では、これまでも多様な子育て支援策を展開しておりますが、今のところ、家賃補助を制度化する考えはありません。</p>	こども政策課